

# 下水道関連公共下水道下水排除基準一覧表

平成25年4月1日現在

事業場		特定施設を設置している事業場										特定施設 を設置し ていない		
		一日の平均的な排水量		500 m <sup>3</sup> ~ 50 m <sup>3</sup>		<50 m <sup>3</sup>								
業種		全業種	全業種	全業種		①の特定施設の設置業種		その他の業種						
事業場設置時期		指定なし	新設	既設		新設	既設	新設	既設					
下水排除基準項目		単位	許容限度	許容限度	許容限度		許容限度	許容限度		許容限度	許容限度	許容限度		
政令の基準	有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.05	0.05	0.1	0.05	0.05	0.1	0.05	0.05	0.1	0.05	0.05
		シアン化合物	mg/l	0.5	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	0.5
		有機燐化合物	mg/l	1	1	1		1	1		1	1		1
		鉛及びその化合物	mg/l	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	0.1		0.1
		六価クロム化合物	mg/l	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3
		砒素及びその化合物 *	mg/l	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	0.1		0.1
		水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/l	0.003	0.003	0.005	0.003	0.003	0.005	0.003	0.003	0.005	0.003	0.003
		アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	不検出	不検出		不検出	不検出		不検出	不検出		不検出
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	0.003	0.003	0.003		0.003	0.003		0.003	0.003		0.003
		トリクロロエチレン	mg/l	0.3	0.3	0.3		0.3	0.3		0.3	0.3		0.3
		テトラクロロエチレン	mg/l	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	0.1		0.1
		ジクロロメタン	mg/l	0.2	0.2	0.2		0.2	0.2		0.2	0.2		0.2
		四塩化炭素	mg/l	0.02	0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02
		1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04	0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	0.04		0.04
		1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1	1	1		1	1		1	1		1
		シス-1,2-ジクロロ エチレン	mg/l	0.4	0.4	0.4		0.4	0.4		0.4	0.4		0.4
		1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3	3	3		3	3		3	3		3
		1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06	0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	0.06		0.06
		1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02	0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02
		チウラム	mg/l	0.06	0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	0.06		0.06
		シマジン	mg/l	0.03	0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03
		チオベンカルブ	mg/l	0.2	0.2	0.2		0.2	0.2		0.2	0.2		0.2
		ベンゼン	mg/l	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	0.1		0.1
		セレン及びその化合物	mg/l	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	0.1		0.1
		ほう素及びその化合物 (※1)	mg/l	10	10	10		10	10		10	10		10
ふっ素及びその化合物 *(※1)	mg/l	8	8	8		8	8		8	8		8		
1,4-ジオキサン (※2)	mg/l	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5		0.5	0.5		0.5		
その他	フェノール類	mg/l	5	5	5		5	5		5	5		5	
	銅及びその化合物 *(※3)	mg/l	3	3	3		3	3		3	3		3	
	亜鉛及びその化合物 *(※4)(※5)	mg/l	2	2	2		5	5		2	2		2	
	鉄及びその化合物 (溶解性) *	mg/l	10	10	10		10	10		10	10		10	
	マンガン及びその化合 (溶解性) *	mg/l	10	10	10		10	10		10	10		10	
有害物質	ダイオキシン類 (※6)	pg-TEQ/l	10	10	10		10	10		10	10		10	
条例で定める基準	アンモニア性窒素、亜硝酸 性窒素及び硝酸性窒素含 有量 (※1)	mg/l	380(125)	380(125)	380(125)		380(125)	380(125)		380(125)	380(125)		380(125)	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	600(300)	600(300)	600(300)		600(300)	600(300)		600(300)	600(300)		600(300)	
	浮遊物質質量(SS)	mg/l	600(300)	600(300)	600(300)		600(300)	600(300)		600(300)	600(300)		600(300)	
	n-ヘキサン 抽出物質含有量	鉱油 類	mg/l	5	5	5		5	5		5	5		5
		動植物 油脂類	mg/l	30	30	30		30	30		30	30		30
	水素イオン濃度 (pH) *		5~9 (5.7~ 8.7)	5~9 (5.7~ 8.7)	5~9 (5.7~ 8.7)		5~9 (5.7~ 8.7)	5~9 (5.7~ 8.7)		5~9 (5.7~ 8.7)	5~9 (5.7~ 8.7)		5~9 (5.7~ 8.7)	
	温度	℃	45(40)	45(40)	45(40)		45(40)	45(40)		45(40)	45(40)		45(40)	
沃素消費量	mg/l	220	220	220		220	220		220	220		220		

注)

- 1 内は直罰対象の排除基準を示す。
- 2 内は除害施設の設置等義務付けに係る対象の排除基準を示す。
- 3 「政令の基準」は、政令又は水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例で定められた一律の排水基準を示す。
- 4 「条例で定める基準」は、市町村が条例で定める排除基準の限度を示す。
- 5 アンモニア性窒素等含有量、BOD、SS、pH 及び温度の( )内数値は、製造業又はガス供給業に係る事業場から排除される汚水の合計量が、終末処理場で処理される汚水の量の1/4以上であると認められるとき等の場合に条例で定める排除基準の限度である。

6 区分の特例

- ① の業種 : 水質汚濁防止法施行令別表第1 26, 27, 47, 49, 52, 53, 58, 61, 62, 63, 65, 66 の各号に掲げる施設を設置する事業場。

新設・既設の区分 : 昭和54年10月31日以前に設置された事業場は既設、以後は新設とする。

旅館業の取扱 : 温泉を利用する旅館業については直罰対象になる。ただし、\*のある項目について昭和49年11月30日現に湧出している温泉を利用する旅館業については直罰対象にならない。温泉を利用しない旅館業は、直罰対象にならないが、除害施設の設置等を義務付けることができる。

- (※1) : 業種により、平成25年6月30日までの暫定基準がある。
- (※2) : 業種により、平成26年5月24日又は平成27年5月24日までの暫定基準がある。
- (※3) : 業種により上乗せ基準が適用となる。詳細は「公害基準のしおり」(長野県環境部)を参照のこと。
- (※4) : 業種により上乗せ基準が適用となる。詳細は「公害基準のしおり」(長野県環境部)を参照のこと。
- (※5) : 50m<sup>3</sup>/日以上直罰基準は、業種により平成28年12月10日までの暫定基準がある。
- (※6) : ダイオキシン類対策特別措置法第2第2項の規定により特定施設を設置する事業場に適用される排除基準を示す。